

文教福祉常任委員会会議録

令和6年12月3日

寒川町議会

出席委員 佐藤委員長、橋本副委員長

柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、新村委員、山田委員、茂内委員、柳田委員
天利議長

説明者 小林健康福祉部長、原健康づくり課長、石黒主査、安藤主査、渡邊主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第73号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容のご説明をいただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第73号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 おはようございます。それでは、付託議案1、議案第73号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、原健康づくり課長よりいたしますので、よろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 それでは、寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について、健康づくり課よりご説明いたします。タブレット資料01-1 議案第73号寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてをご覧ください。

寒川町健康管理センターは、現在指定管理者による施設の運営管理を行っております。その指定管理が来年3月31日をもちまして満了となりますことから、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間の指定管理について、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき公募によらない選定とし、候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項に基づき、その指定についてご審査いただくものです。

タブレット資料01-2 資料1 指定管理者候補者選定の経過と概要をご覧ください。候補者の審査につきましては、令和6年10月4日の令和6年度第2回寒川町指定管理者選定委員会会議において、社会福

社法人寒川町社会福祉協議会によるプレゼンテーションの後、選定基準に基づく採点を行いました。選定基準を設けたのは、申請団体が1団体であり他団体との比較ができないことから、評価が5段階の各採点項目の標準的である3点を基準とし、選定委員8名の合計得点720点を選定基準といたしました。なお、満点の採点となった場合は1,200点で、基準となる720点はその60%に当たります。採点の結果、選定委員8名の合計得点は758点となり、選定基準を上回ったため寒川町社会福祉協議会が指定管理者の候補者として決定いたしました。

資料2ページにつきましては、町長への答申の内容、3ページにつきましては、審査の採点結果となっております。

次に、タブレット資料01-3資料2指定管理者募集要項等をご覧ください。こちらにつきましては選定要領となります。なお、詳細についての説明は省略させていただきます。

次に、タブレット資料01-4資料3指定管理者申請書類をご覧ください。1ページが申請書、2ページから4ページが社会福祉協議会の概要となっております。5ページから42ページまでは令和5年度の事業報告、43、44ページは申請時に提出された履歴事項全部証明書でございます。45ページからは、令和7年度の事業計画です。初めに、指定管理業務における基本方針、次に、サービス等を向上させるための方策、団体独自の提案事業等となっております。46ページには、利用者の満足度及びニーズの把握とその反映方法、施設整備等の維持管理計画、また自主事業実施計画、47ページにかけまして管理運営執行体制、人材育成計画について記載されております。48ページには、センターの運営に係る令和7年度収支予算案が記載されており、1年間の指定管理料につきましては、1,326万5,000円となっております。

次に、指定管理期間1年間の計画、個人情報取扱い及び情報公開の基本方針、危機管理に関する方針、方策、環境への配慮、49ページには業務の再委託が記載されております。

以上で、寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 1点お伺いします。前回9月会議にも委員の方から指摘があった項目だったと思いますが、指定管理業務総括評価のときに毎年労務管理関係で指摘があったと思います。その関係で今回審査項目の中で例えば3の6番、従業員の就労について法令に則っているかどうかなどの項目があると思うんですけど、そういったところで毎年指摘されている部分に関して、今回選定の評価をするに当たって何か影響があったのかどうかお伺いします。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 労務関係についての指摘は、前回でもお話しさせていただいたところなんですけども、今回の指定管理者選定委員会の中でも、そちらの確認は社会福祉協議会にとっておりまして、その中では指摘を受けた部分についての修正は終わっているというような回答を得ております。

以上です。

【佐藤委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。指摘を受けているものに関しては、全て勘案した中でこの評価ということによろしいでしょうか。ほかの項目と数字はほとんど変わっていない中で、毎年指摘されている部分でもありましたので、ほかの項目と同じ数字でいいのかなと思ったんですけど、お話しした中で全て勘案した中でこの評価の数字で問題ないという解釈でよろしいでしょうか。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 柳田委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はありませんか。

関口委員。

【関口委員】 今の関係だけでも、社会福祉協議会さんでは改善したということなんだけど、課長が報告を受けている中でどのように改善されたのか、改善内容をどう変化させているのか、やっぱり気になるのは、2回、3回と続けてこの部分が指摘されている部分だったものですから、そういった意味ではどのように改善されていっているのか、その辺のお答えがないと我々は理解できない部分があるので、その点についてのご答弁をいただけますか。

【佐藤委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 説明が不足しておりまして、申し訳ございませんでした。内容につきましては、社会福祉協議会の就業規程に抜けていたものがございまして、そちらを追加したということになります。その内容につきましては、まず育児休業についての規程がなかった、それを設定した、それから介護休業について新たに設けたということ及びそれぞれの短時間勤務、育児介護休業等についての短時間勤務について規程を新たに設けたということになります。あとは、雇用契約書等に修正する部分があったので、書式を修正したということになります。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についてはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。それでは、引き続き進めてまいりたいと思います。

これより討論に入ります。議案第73号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 では、他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に、次第には入っておりませんが、間に合わなくて反映することができませんでしたけれども、その他も入っていないものですから、政策提言書の関係は、委員会の中で確認するという形になっておりますので、この委員会の中で政策提言書を正副で作ってまいりました。今日皆さんに確認していただいて、そして何もないようであれば提出してまいりたいと思っておりますけれども、一度私が資料に基づいてここで説明させていただきたいと思います。資料については、02に入っておりますので、まずそちらをご覧くださいと思います。健康寿命延伸に向けた提言書ということで、本日の日付で委員会名を入れさせていただいております。まず、次のページに進んでいただいて目次でございます。健康寿命の延伸を政策提言に設定する理由から、政策提言項目の5項目までページとしては構成させていただきました。委員会のメンバー、役割等々については、記載のとおりでございます。

まず、健康寿命の延伸を政策提言に設定した理由ということで、ここに書かせていただいておりますけれども、超高齢化社会に突入する中、人生100年の時代を迎えるに当たり、健康寿命の延伸は介護予防・要支援・要介護認定率の低減、あと保険料抑制など、町においても高齢者、家族においても有益なテーマであることから、議員間討議のテーマを設定した、これが2月14日に皆さんと討議した結果という形でテーマ選定をここに記載させていただきました。

続いて、次のページで、討議の進め方と日程はご確認されているところに実績を入れております。こういう形で記載させていただきました。

続いて、3ページになるわけでありまして、健康寿命の延伸に取り組む先進地視察ということで、これは既に視察報告書の中でも報告させていただいておりますが、生駒市を視察先として先進地視察、文教福祉常任委員会のテーマに沿った形で視察先を決定したということを記載させていただきました。

次のページは、その会議日時だとか会場、そして対応した出席者についての記載をさせていただいております。

そして次の3-3であります。生駒市の健康寿命に対する取組の組織図を記載させていただきました。実はこの7月に行った視察の同じ今年4月に組織改正を行っていて、その説明もされていたわけでありまして、それを記載させていただいております。市ということで、福祉事務所機能を高齢施設課、生活支援課、障がい福祉課が福祉事務所機能ということで機能し、そしてまた在宅医療等々介護の連携については、福祉部が組織変更で実はもともと福祉部にあった地域医療課を、上に書かせていただいておりますが、子育て健康部に移しているんですが、そこでの連携をし、展開しているというような説明でございました。参考になったところを抜粋してここには記載させていただいております。

そして3-4は、今年4月から考えていると言われていた施策の一部なんです。そこで非常に参考

になるなという内容を抜粋して右側の枠に記載させていただいております。1つは、医療介護連携ネットワーク協議会の設置ということで、市内6病院の院長、そして市長が座長となってやっていることによって、決まったことが組織として流れやすいだとか、市政にも反映しやすいというようなお話をされていきました。また、健康いこま21等々の健康づくりの活動だとか、生きがいくりの活動の推進ということで、いこま寿大学という話も出ておりました。様々な施策が健康寿命の延伸の中で活動されて施策も打たれているんですが、寒川町の施策の中にもかなり同じような部分があるんですが、こういったことは違うのかなということで、抜粋させていただきました。

次のページは、3-5で、これは10月30日に皆さんに、こういうこともいいんじゃないかということで紹介させていただいたウォーキングマップの関係でございますけれども、生駒市では、住民の健康づくりを推進するためいろんな取組を行っているんですが、歩数の増加は生活習慣病の予防や健康寿命の延伸につながり、その一環としてウォーキングマップ24を策定し、取り組んでいるというようなことであります。この一文はホームページの抜粋でございますけれども、こういうふうに言っているというところであります。

次のページは、さらに取り上げてきた項目に対してどういったことが参考にできるんだろうということで、分析させていただいたところであります。1つは、生駒市の医療・介護の連携でいうと、ここに書かれているのも生駒市の計画の一文を取って、ここに書かせていただいておりますけれども、市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護の連携自体が必要であるというようなことが書かれております。右側の図にネットワーク協議会の下に在宅医療介護推進部会と認知症対策部会というのがあって、そういったものを通じてネットワーク協議会を年1回平成28年から開催している実績がございました。頻繁にやっているわけではなくて、年1回やっているということでもあります。それと、生駒市のウォーキングマップは、さらに24と書いてあるんですが、24拠点を回るという意味なんです。2024の「24」かなと最初に思ったんですけど、そうではなくて、24か所を回る、さらにひも解いていくと1か所1か所全てマップがありまして、24か所の地図と観光スポット、そういったものを掲載した歩行ルートとともに、そこを普通歩行したときの消費カロリー、足早に歩いたときの消費カロリーも記載されていて、非常に楽しみながら健康づくりができる工夫をしている、この辺が非常に参考になったいいことかなということで、まとめさせていただいております。

最後に、政策提言項目2つであります。こういうことでまとめさせていただきました。医療・介護のネットワーク協議会発足に向け条件整備を図ること、そしてもう一つが、歩数の増加は生活習慣病の予防や健康寿命の延伸につながることから、「寒川町健康ウォーキングマップ」を策定することという2項目に絞らせていただきました。

以上、皆さんにもご意見を伺っていきたく思いますけれども、どうでしょうか。何かございましたら。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 特に医療・介護のネットワークはやっているんですよ、寒川も。ただ、協議会があるわけではないので、先ほどのいい部分を市政に反映しやすいだとか、健康寿命の延伸に医療と介護で関心を持つということの体制づくりをしてくださいという意味で挙げさせていただきました。ウォーキ

ングマップは、ご存じのような形で参考にしてというところがございますので、よろしく申し上げます。

それでは、委員会の中で確認をさせていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これ以降の関係につきましては、委員会で確認ができましたので、議長にこの内容を提出して、そして町長に出していく日程を事務局と詰めさせていただきたいと思います。そちらについては我々正副に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 ありがとうございます。以上で2項目めの政策提言につきましては、終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもって文教福祉常任委員会を終了いたします。大変ありがとうございました。

午前9時23分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和7年2月24日

委員長 佐藤 一夫